

副本

令和3年(行ウ)第301号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件

原告 ●●●ほか2名

被告 国

準備書面 (3)

令和4年3月31日

東京地方裁判所民事第2部Af係 御中

被告指定代理人

笠	間	那	未	果
河	合	陽	介	介
神	永		暁	暁
竹	澤	重	幸	幸
谷	口	真	央	央
上	田	基	仙	仙
井	本	成	昭	昭
鋸	持	智	洋	洋
川	村	亮	太	太
榎		孝	謙	謙
入	澤		優	優
穴	吹		暁	暁
川	田	一	夫	夫
山	本	浩	光	光
岩	佐	景	一	一
駒	田	直	郎	郎
			之	之



大	宮	貴	司
平	塚	直	樹
上	野	格	嗣
豊	川	嘉	範
藤	元	結	子
杉	原	音	淳
池	田	誠	也
柳	沼	雄	宏
東	橋	悠	郎
高	内		一
陣	藤		凱
佐	安	知	恵
富	江	越	翔
東	邊	智	欣
渡	松		之
岩	川	宜	潤
西	邊	和	宏
渡	智		敬
武			翼

被告は、本準備書面において、原告準備書面(14)の「第二 中間確認の訴(請求の拡張)」(原告準備書面(14)・4及び5ページ)により追加された請求の趣旨(第二の「一 拡張する『請求の趣旨』の表示」・4ページ)に対する答弁をし(後記第1)、追加された請求の趣旨に係る各訴え(以下「本件中間確認の各訴え」という。)がいずれも不適法であって却下されるべきであることについて述べるとともに(後記第2)、「第一 被告国の令和4年2月28日付け準備書面(2)について」の「四 同第4について」(2及び3ページ)で述べられている請求の趣旨第12項の請求(原告準備書面(5)の「(変更訂正後の『請求の趣旨』の表示」・31ページ)についての主張に理由がなく、棄却されるべきであること(後記第3)について述べる。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 追加された請求の趣旨(原告準備書面(14)の第二の「一 拡張する『請求の趣旨』の表示」・4ページ)に対する本案前の答弁

- 1 請求の趣旨第1項ないし第3項に係る各訴えをいずれも却下する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 本件中間確認の各訴えがいずれも不適法であること

1 中間確認の訴えの意義

裁判が訴訟の進行中に争いとなっている法律関係の成立又は不成立に係るときは、当事者は、請求を拡張して、その法律関係の確認の判決を求めることができ、この確認判決を求める訴えを中間確認の訴えという(民訴法145条)。

ここでいう「裁判が訴訟の進行中に争いとなっている法律関係の成立又は不成立に係るとき」(民訴法145条1項)とは、争いとなった法律関係の成立もしくは不成立が、本来の訴訟の目的たる権利または法律関係の全部または一部に対し先決的關係にあって、その判断が訴訟の全部または一部の勝敗に影響を

与えることをいう(秋山幹男ほか著「コンメンタール民事訴訟法Ⅲ〔第2版〕」・222ページ、東京高裁平成11年10月28日判決(訟務月報46巻6号3033ページ)参照)。

この訴えを認める趣旨は、先決的關係に立つ法律關係については、終局判決の理由中で判断されても既判力を生じないから(民訴法114条1項)、これを訴訟物として追加することを許して既判力を得られるようにした方が、別訴による不経済や裁判内容の抵触が避けられて便宜だからである。

中間確認の訴えの性質は、原告が提起するものは訴えの追加的変更であり、被告の提起するものは反訴であるから、一般の訴訟要件、併合に関する要件を具備する必要があるほか、中間確認の訴え自体に関する要件をも具備する必要がある。

中間確認の訴えの要件は、①当事者間で争いがある先決的法律關係につき、②事実審の口頭弁論終結前に、③先決的法律關係の存否の確認を求める旨の申立てが提起され、④請求が通常の訴訟手続で裁判されるものであり、⑤この確認申立てが、民訴法6条1項の各号の定める裁判所の専属管轄を除く、他の裁判所の専属管轄に属するものでないこと(民訴法145条1項・2項)である(松本博之ら著「民事訴訟法〔第8版〕」・170ページ参照)。

また、争いのある法律關係であっても、当初の請求についての判決の既判力がその法律關係についても生じる場合には、中間確認の訴えを提起できないとされる(以上につき、兼子一ほか著「条解民事訴訟法(第二版)」・841及び842ページ参照)

2 追加された請求の趣旨第1項に係る訴え(以下「本件中間確認の訴え①」という。)が不適法であること

(1) 本件中間確認の訴え①の概要

原告準備書面(14)(4ページ)によれば、本件中間確認の訴え①の概要は、請求の趣旨第1項ないし第11項の請求について、いずれも訴訟要件が認め

られることを確認する旨の判決を求める訴えである。

(2) 本件中間確認の訴え①が不適法であること

ア 中間確認の訴えの要件を満たさないこと

訴訟要件の存否は、本案の前提問題として判断される手続的事項であり、本来の訴訟の目的たる権利又は法律関係とは区別されるべき問題であつて、これに対し先決的關係にある法律関係の存否とはいえない。

したがって、本件中間確認の訴え①は、当事者間で争いがある先決的法律関係について、先決的法律関係の存否の確認を求める旨の申立てを提起したものとはいえず、前記1で述べた中間確認の訴えの要件である①及び③を欠き、不適法である。

イ 確認の利益(対象選択の適否)を欠くこと

また、中間確認の訴えも確認の訴えであるので(齋藤秀夫ら編著「〔第2版〕注解民事訴訟法(6)」・337ページ参照)、確認の対象として選択した訴訟物が当事者間の具体的紛争の解決にとって有効、適切であること(確認対象の選択の適格性)が必要である(被告準備書面(1)・24及び25ページ)。

しかるに、前記アで述べたとおり、訴訟要件の存否は、本案の前提問題として判断される手続的事項であるから、本来の訴えにおいてこれを判断すれば足り、訴訟要件の存否について、本来の訴えとは別の訴えとしてその確認をする利益は認められない(前掲「条解民事訴訟法(第二版)」・778ページ参照)。

したがって、本件中間確認の訴え①は、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものであり、不適法である。

ウ 結論

以上のとおり、本件中間確認の訴え①は、民訴法145条1項にいう「裁判が訴訟の進行中に争いとなっている法律関係の成立又は不成立に係ると

き」に当たらない上、確認の訴えの対象となるべき適格を欠く不適法な訴えであるから、速やかに却下されるべきである。

3 追加された請求の趣旨第2項に係る訴え(以下「本件中間確認の訴え②」という。)が不適法であること

(1) 本件中間確認の訴え②の概要

原告準備書面(14)(4ページ)によれば、本件中間確認の訴え②の概要は、原告準備書面(5)記載の請求の趣旨第12項の請求における原告らの「『公務員の法的義務違反』に係る主張については、昭和57年4月1日最高裁判所第一小法廷判決(民集第36巻4号519ページ)が示した要件を満たしてゐること」を確認する旨の判決を求める訴えである。

(2) 本件中間確認の訴え②が不適法であること

ア 中間確認の訴えの要件を満たさないこと

原告らが確認を求める「公務員の法的義務違反」と主張する行為が上記最高裁昭和57年判決の要件を満たしていることというのは、判例解釈とその評価を求めるものにすぎず、法律関係の存否の確認を求めるものでないことは明白である。

したがって、本件中間確認の訴え②は、当事者間で争いがある先決的法律関係について、先決的法律関係の存否の確認を求める旨の申立てを提起したのではなく、前記1で述べた中間確認の訴えの要件である①及び③を欠き、不適法である。

イ 結論

以上のとおり、本件中間確認の訴え②は、民訴法145条1項にいう「裁判が訴訟の進行中に争いとなっている法律関係の成立又は不成立に係るとき」に当たらない不適法な訴えであるから、速やかに却下されるべきである。

4 追加された請求の趣旨第3項に係る訴え(以下「本件中間確認の訴え③」とい

う。)が不適法であること

(1) 本件中間確認の訴え③の概要

原告準備書面 (I4) (4 ページ) によれば、本件中間確認の訴え③の概要は、被告が本件訴訟において、「訴状『請求の原因』及び準備書面 (I) ないし同 (I 3) における原告の主張について認否を行わない行為は違法であること」を確認する旨の判決を求める訴えである。

(2) 本件中間確認の訴え③が不適法であること

ア 中間確認の訴えの要件を満たさないこと

本件中間確認の訴え③は、被告が原告らの主張に対し認否を行わないという訴訟行為の違法性の有無についての確認を求めるにすぎず、本来の請求の全部または一部の判断の先決関係にある法律関係の存否について確認を求めるものでないことは明らかである。

したがって、本件中間確認の訴え③は、当事者間で争いがある先決的法律関係について、先決的法律関係の存否の確認を求める旨の申立てを提起したものとはいえず、前記 1 で述べた中間確認の訴えの要件である①及び③を欠き、不適法である。

イ 結論

以上のとおり、本件中間確認の訴え③は、民訴法 1 4 5 条 1 項にいう「裁判が訴訟の進行中に争いとなっている法律関係の成立又は不成立に係るとき」に当たらない不適法な訴えであるから、速やかに却下されるべきである。

5 小括

以上によれば、本件中間確認の訴え①ないし③は、いずれも不適法な訴えであることが明らかである。

第 3 原告準備書面 (5) の「(変更訂正後の『請求の趣旨』の表示) の請求の趣旨第 1

2項(原告準備書面(5)・31ページ。以下「変更訂正後の請求の趣旨第12項」という。)の請求には理由がないこと

1 原告らの主張の概要

原告らは、「違憲違法な一連の政策を行つた後記の首謀者である公務員は特定してをり、ただ、本件は厚生労働省等の組織的関与があることからして、その他の多くの官僚(公務員)が関与してゐるものの、その氏名と関与の態様を個別的に特定してゐないだけなのであつて、公務員の特定については首謀者の特定で充分」であるなどとして、衆議院議員である「首謀者ら」が、殺人罪、殺人未遂罪、業務上過失致死傷罪及び公務員職権濫用罪に該当する犯罪行為を行い、それを継続しているなどと主張する(原告準備書面(14)・2及び3ページ)。

2 原告らの主張は失当であること

原告らは、公務員が前記1の違法行為を行い、「すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を妨害して、接種した多くの国民を死に至らしめる行為をなし、その一部の国民を死に至らしめ、その余の国民を死の危険にさらし続け、あるいは、接種による多くの後遺症等の傷害を加へ続けてゐる」とするが(原告準備書面(14)・3ページ)、結局、国民としての一般的な立場を主張するにすぎず、国民としての立場以上に進んで、原告らに関わる具体的な権利や法的利益の侵害があつた旨を主張するものではないから、原告らとの関係で国賠法1条1項の「違法」が認められる余地はない。

したがって、原告らの上記主張は、いずれも失当である。

3 結論

以上によれば、変更訂正後の請求の趣旨第12項の請求に理由がないことは明らかである。

第4 結語

よつて、本件中間確認の訴え①ないし③は、いずれも不適法であるから速や

かに却下されるべきであり、また、変更訂正後の請求の趣旨第12項の請求は理由がなく、速やかに棄却されるべきである。

以 上